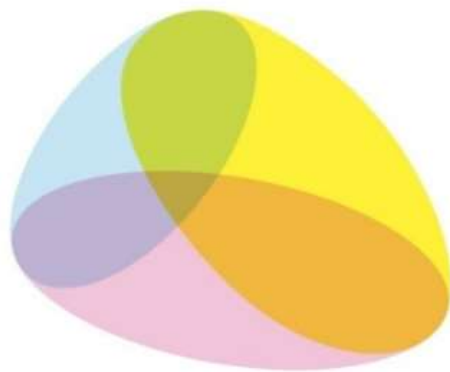




地域共生社会の実現に向けた 社会福祉法人の実践



みんなの「生きる」を
社会福祉法人



1. 本委員会における検討骨子（全体像）	3
社会福祉法人制度改革と「地域における公益的な取組」.....	3
本委員会における検討骨子（全体像）	5
2. 地域づくりに向けた「地域における公益的な取組」の実施	6
地域共生社会の実現に向けて社会福祉法人が果たすべき使命	6
「地域における公益的な取組」実施プロセス（イメージ図）	7
「地域における公益的な取組」実践のポイント	8
「地域における公益的な取組」を通じた生活困窮者支援.....	9
種別を越えた共通責務として生活困窮者支援に取り組む.....	10
3. 「包括的支援展開に向けた専門人材の養成」を担う実習プログラム および養成校との連携	11
介護福祉士・社会福祉士・保育士に求められる役割と、学びの場として機能す る社会福祉法人	11
「これからの福祉の担い手」として実習生を育てる	12
実習プログラム作成上の視点	15
実習指導計画作成に向けた着眼点①	
【社会福祉士をめざす実習生を高齢者福祉施設において受け入れるケース】	19
実習指導計画作成に向けた着眼点②	
【介護福祉士・社会福祉士をめざす実習生を障がい福祉施設において受け入れるケース】	23
実習指導計画作成に向けた着眼点③	
【保育士をめざす実習生を保育所において受け入れるケース】	25
「地域における公益的な取組」への参加	30

4. 担い手の育成としての福祉教育の推進	31
幼少期から「福祉」とのかかわりを深め、魅力を発信し、福祉の担い手を育てる	31
福祉教育 取組例（ライフステージごとに整理）	33
5. 安心・安全な地域づくりをめざした社会福祉法人による防災および災害支援体制の構築	36
取組の経緯	36
さらなる取組の必要性	36
災害時における福祉支援体制の整備等 取組例	38
6. 今後への提言	39
専門職養成にかかる実習の受け入れ、福祉教育の推進がもたらす効果と社会福祉法人の役割	39
災害支援における次年度への継承課題	40
地域共生社会の実現に向けた「地域における公益的な取組」の意義	41
7. 参考資料	44
地域活動実践委員会 委員名簿	46

1. 本委員会における検討骨子（全体像）



社会福祉法人制度改革と「地域における公益的な取組」

社会福祉基礎構造改革以降、社会福祉サービスの提供主体が拡充されるとともに、社会福祉法人のあり方が問われており、平成 28 年 4 月、「公益性・非営利性を確保する観点から制度を見直し、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方を徹底すること等を目的とする改正社会福祉法が施行されました。

改正社会福祉法に基づく社会福祉法人制度改革のなかでも、社会福祉法第 24 条第 2 項において、「地域における公益的な取組」が責務として明記され、より地域に根ざした取組の推進が求められるようになりました。

全国社会福祉法人経営者協議会（以下 全国経営協）は、社会福祉法人の使命と経営理念に基づく自主的・自律的な経営を確立し、多様な福祉実践を積み重ねていくため、下記のような中期目標を掲げています。

- 一法人一実践の 100%実施
- 複数法人における公益的取組の全都道府県実施

さらに、平成 29 年 9 月、厚生労働省「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（以下 地域力強化検討会）」の最終とりまとめが公表され、「我が事・丸ごと」の地域づくりに向けた、地域住民や各機関、社会福祉法人等が果たすべき役割が示されました。

本委員会は、「地域における公益的な取組」のさらなる普及・促進を図るべく、取組事例について次頁のとおり整理しました（本委員会委員が所属する法人が実践する取組を参考に整理）。

- 社会福祉法人減免
- 県単位、地域単位による社会福祉法人連携事業（生活困窮者レスキュー事業等）
- 障がい者雇用に向けての制度外就労訓練プログラムの実施
- 社会福祉協議会や関係機関へのボランティア派遣、職員派遣
- 世代間交流事業
- ひとり親家庭への支援事業（児童への学習支援）
- 施設機能、空間の貸し出し（園庭開放、貸農園、祭事時のホールやトイレ等の開放）
- 独居高齢者支援（地域見守り、行事時の招待）
- 介護者教室
- 24 時間対応の福祉相談
- 地域食堂
- 子育て支援事業
- 地産地消や環境循環システムの整備 etc

また、災害時福祉避難所協定や災害派遣福祉チームへの職員登録、地域との総合・合同防災訓練の実施、災害ネットワークの構築、災害支援ボランティア派遣などの取組も行われています。さらには、教育機関への出前講座やボランティアの受け入れ、介護職員初任者研修の開催、講師派遣など、地域の状況に応じたさまざまな福祉教育の取組も挙げられました。

地域共生社会の実現に向けて、私たち社会福祉法人は、「地域における公益的な取組」を確実に実施し、その先に、地域共生社会を先導していくことが期待されています。

一方、地域力強化検討会の最終とりまとめにおいては、下記のとおり今後の方向性が示されています。

- それぞれの地域で共生の文化を創出する挑戦〈共生文化〉
- すべての地域の構成員が参加・協働する段階へ〈参加・協働〉
- 重層的なセーフティネットの構築〈予防的福祉の推進〉
- 包括的な支援体制の整備〈包括的支援体制〉
- 福祉以外の分野との協働を通じた、「支え手」「受け手」が固定されない、参加の場、働く場の創造〈多様な場の創造〉

本委員会における検討骨子（全体像）

社会から寄せられる期待と地域力強化検討会の最終とりまとめ等を踏まえ、本委員会では、**①地域づくり、②包括的支援展開に向けた専門人材の養成、③担い手の育成としての福祉教育、④安心・安全な地域づくり**の4つの柱に基づき、社会福祉法人がもつべき機能と実践の視点を整理し、提言につなげます。

地域力強化検討会最終とりまとめ 総論（今後の方向性）

- ◆ 地域共生が**文化として定着する**挑戦
- ◆ 専門職による**他職種連携**、地域住民等との協働による**地域連携**
- ◆ 「点」としての取組から、有機的に連携・協働する「面」としての取組へ
- ◆ 「待ち」の姿勢から、「**予防**」の視点に基づく、**早期発見、早期支援**へ
- ◆ 「支え手」「受け手」が固定されない、**多様な参加の場、働く場の創造**

地域共生社会の実現 に向けた社会福祉法人の取組

①地域づくり

- 「地域における公益的な取組」の実施プロセス、ポイントの整理
- 「地域における公益的な取組」の普及・促進

②包括的支援展開に向けた専門人材の養成

- 「地域における公益的な取組」を網羅した実習教育プログラムの検討
- 養成校との連携モデルの整理

③担い手の育成としての福祉教育

- 教育機関と連携を活かした福祉教育の推進
- 社会福祉法人の社会的評価につなげるためのツールの検討

④安心・安全な地域づくり

- B C P・B C Mの策定普及
- 災害支援体制の構築

2. 地域づくりに向けた「地域における公益的な取組」の実施

地域共生社会の実現に向けて社会福祉法人が果たすべき使命

我が国では、単身世帯の増加、核家族化、暮らしや働き方に関する価値観の多様化等により、これまで地域を支えてきた相互扶助や家族同士の助け合いといった「ともに支えあう機能」の脆弱化が進んでいます。

一方で、地域における生活・福祉課題は、経済的な困窮のみならず社会的な孤立を背景とし、複雑化・多様化が進み、公的な福祉サービスだけでは対応することが難しい現状にあります。

社会福祉法人は元来、地域ニーズに対応すべく、多種多様な取組を先駆的に進めてきましたが、制度上の制約もあるなかで、専門分野外にある課題や顕在化されにくい課題に対して十分に対応できていなかったという指摘もあり、加えて、これまで積み重ねてきた実践を社会に対して発信する取組についても、十分とは言えません。

私たち社会福祉法人は、他の事業主体とは異なり、「公益性」、「非営利性」といった特性を有することから、税制面での優遇をうけており、この特性にふさわしい事業主体であることを広く国民にアピールするためにも、地域の生活・福祉課題に対し、最前線に立って対応していかなければなりません。

すなわち、**多様化するさまざまな地域ニーズに「地域における公益的な取組」を通して対応し、地域共生社会を主導していくことが、すべての社会福祉法人に求められています。**

しかし、実際には現況報告書（平成 29 年度）に「地域における公益的な取組」を記載している法人は、全社会福祉法人のうち約 20%～30%（全国経営協調会）にとどまっており、取組の実施と情報発信について課題が残っています。

平成 28 年度に本委員会が実施した「地域公益活動等に係る現況調査」においては、生活困窮者支援をはじめとする各活動の阻害要因について、「アウトリーチや地域ニーズの把握が困難」、「人員や資金的な余力が不足している」といった項目が最も多く挙げられました。

そのような状況を踏まえ、すべての社会福祉法人が多種多様な「地域における公益的な取組」を確実に実施し、地域共生社会の実現を主導すべく、「地域における公益的な取組」の実施にかかるプロセスについて、次頁のように整理しました。

「地域における公益的な取組」実施プロセス（イメージ図）

① ニーズ収集

- 通常業務を通じた地域ニーズへの気づき
- 住民を対象としたアンケートの実施
- 社協との連携を通じた情報収集
- 地域福祉活動計画や行政計画（地域福祉計画、高齢者福祉計画、子ども子育て計画、障害児者福祉計画等）への参画
- 市町村単位の協議体（自立支援協議会、運営推進協議会、地域協議会、自治会等）の活用
- 県単位、地域単位による社会福祉法人連携事業（レスキュー事業等）への参画
- 職員（ケアマネ、相談支援専門員、ヘルパー、保育士、介護職、支援員等）による関わり←職員1人ひとりが窓口であるという意識を持つことが大切！！
- 当事者団体等との情報交換 など

② 法人の機能とマッチング

- ハード面—設備、備品、空間、園庭、車両など
- ソフト面—職員、専門性、関係機関、ネットワークなど

④ 実施内容の決定

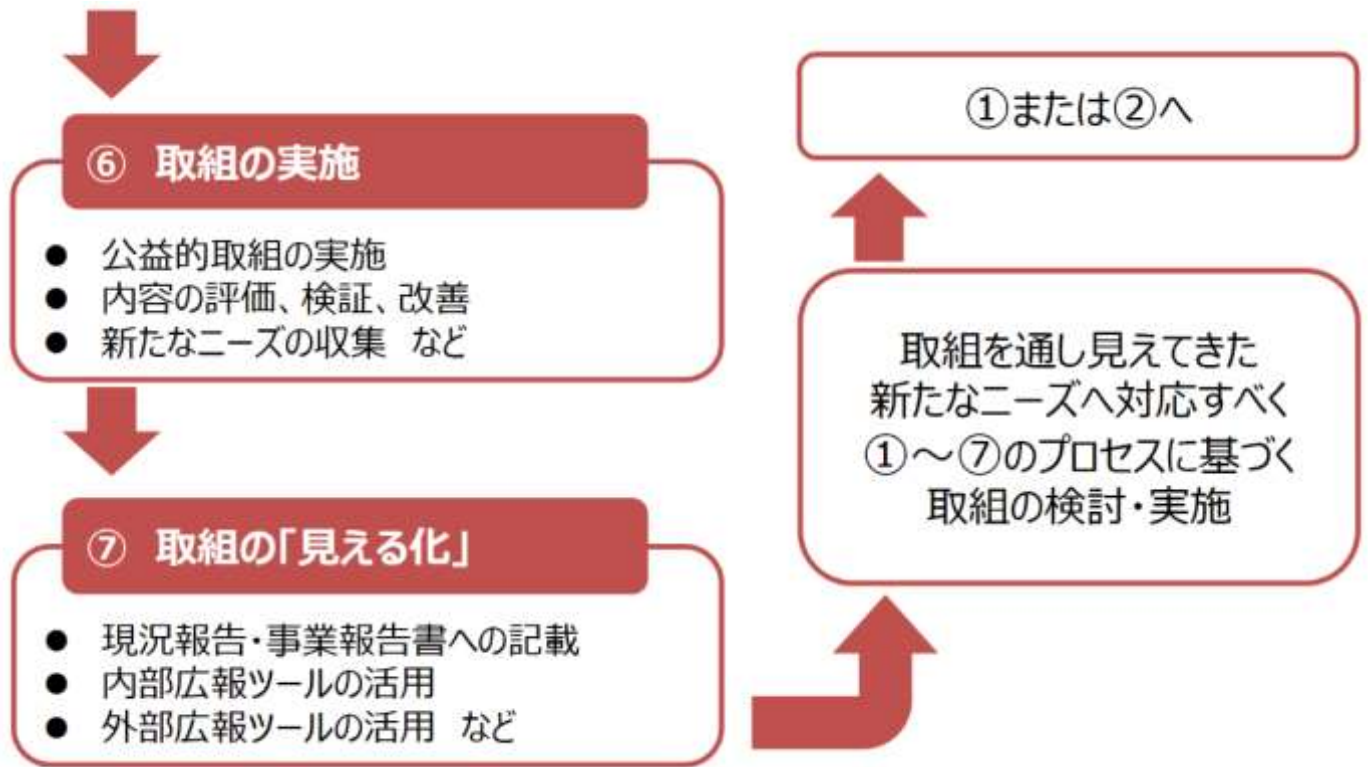
- 担当者、窓口等の決定
- 関係機関との協議、調整
- 予算計上

③ 余力不足・負担感

- 近隣法人、ボランティア、NPO法人、他機関、住民等による連携、協力
- ハード面の提供から実施
- 日常業務の付加価値・延長線上での事業の検討

⑤ 周知・対象者募集

- 内部広報ツール—広報誌、ホームページ、SNS、看板
- 外部広報ツール—自治会回覧板、社協、包括支援センター、行政、公民館への掲示、近隣店舗や取引業者の窓口へ配布 など



「地域における公益的な取組」実践のポイント

- ◇ 「地域における公益的な取組」の実践にあたり、まずは、①の手法に基づき、地域のニーズを把握することからはじめます。
- ◇ 次に②のように、自法人の有する機能や地域へ展開できる経営資源などの状況をあらためて把握すると同時に、①でキャッチした地域ニーズとかけあわせ、有する機能、経営資源などの活用方法について検討し、法人（事業所）として実施可能な取組を決定します。
- ◇ 取組の効果と実施にかかる効率を高めるために、③のように他機関やボランティアとの連携・協働など、地域の資源の活用を検討することも、1つの方法です。
- ◇ 具体的な実施内容を決定した後、⑤のように、さまざまな広報ツールを活用し、地域社会に対し周知したうえで、取組を実施します。
- ◇ その後、取組の評価や課題等の改善を通し、次の実施につなげます。
- ◇ 取組を実践するなかで、新たに発見した地域ニーズについても法人内で共有し、それらへの対応について検討します。
- ◇ 地域における公益的な取組は、現況報告書や事業報告書への記載はもちろんのこと、内部・外部の広報ツールを活用し、社会に対し広く発信します。

「地域における公益的な取組」を通じた生活困窮者支援

自立につなげるための就労支援、居住支援等については、私たち社会福祉法人が積極的に取り組むべきこととして期待が寄せられており、これまでの福祉事業の付加価値として実施することが可能である取組ともいえるでしょう。

「社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会」（平成 29 年 12 月 厚生労働省）の報告書においては、「社会福祉法人については、「地域における公益的な取組」として、生活困窮者自立支援の分野において、創意工夫をこらした取組をより一層進めていくべき」と示されています。

また、社会福祉法人本来の性格に基づき、障がい、ジェンダー、世代、人種、文化、宗教といった個性を尊重し、だれもが働きやすい職場づくりの実現に向けた取組を進めることも重要です。本会が平成 26 年度にとりまとめた「生活困窮者支援に係る現況報告書」において、障がい者や高齢者等を雇用するにあたり、配慮すべき視点等を下記のとおり整理しました。

<雇用上の配慮に関する事項>

- 雇用形態の配慮
- 業務内容の配慮
- 通勤への配慮
- 相談や面談等、心のケア
- 同僚スタッフへの周知および事情への理解促進も含めた人間関係のフォローアップ
- チューター制や指導職員とのペア業務や指導担当スタッフ、ジョブコーチ等の配置
- 産業医や主治医等との連携
- 障害者就労支援事業所等との連携
- 家族へのフォローアップ
- 長期的な経過の把握

<雇用の継続が困難な原因>

- 注意、指導、ミスに弱い
- 生活リズムが崩れると回復が困難
- 本人や家族の職業意識の低さ
- 協調性不足
- 病状等の悪化
- 現状への割り切り
- 金銭管理認識の甘さ
- 他職員の批判と理解困難

<雇用に向けて法人が実施すべき取組>

- 業務を切り出し、整理する
- 対象者の傾向や疾患、対応等を職員間で共有する
- 職域を調整し、業務とのマッチングを行う
- チューターおよび指導職員、管理勤務者等を定める
- 育成計画を作成、周知をする
- 導入期間（トライアル雇用、実習等）を設け、適性を見極める
- 本人の体力、能力に応じた労働時間と業務の調整をする
- 通勤方法や就業に関わる上での課題の抽出と対応を明らかにする
- 生活習慣や基盤の把握と確立に向けた後方支援を行う
- 短期・長期にわたる就業態度、能力の評価と業務を見直す

種別を越えた共通責務として生活困窮者支援に取り組む

「社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会」の報告書において、「生活困窮者自立支援は、社会福祉施設が施設種別を越えた共通責務と考えるべきとの意見があった」と記載があります。

生活困窮者自立支援に関する取組も含め、「地域における公益的な取組」を推進していくうえで、さまざまな地域ニーズに対し、社会福祉法人が種別を越え、地域住民をはじめ多様な機関と連携しながら実践し、法人の有する機能やノウハウを最大限に発揮することが肝要です。

3. 「包括的支援展開に向けた専門人材の養成」を担う



実習プログラムおよび養成校との連携

介護福祉士・社会福祉士・保育士に求められる役割と、学びの場として機能する社会福祉法人

平成 29 年 10 月、社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会において「介護人材に求められる機能の明確化とキャリアパスの実現に向けて」が示され、介護福祉士養成カリキュラムの見直しや、「求められる介護福祉士像」について提言されました。

介護福祉士養成カリキュラムの見直しにあたっては、厚生労働省「地域共生社会の実現に向けて（当面の改革工程）」において、「保健医療福祉の専門人材について、対人支援を行う専門資格を通じた新たな共通基礎課程の創設を検討する。平成 29 年度に共通基礎課程の検討に着手し、各専門課程の検討を経て、平成 33 年度を目途に新たな共通基礎課程の実施を目指す」ことが示されました。

また、平成 30 年 3 月、社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会がとりまとめた「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について」では、「社会福祉士には、ソーシャルワークの専門職として、地域共生社会の実現に向け、多様化・複雑化する地域の課題に対応するため、他の専門職や地域住民との協働、福祉分野をはじめとする各施設・機関等との連携といった役割を担っていくことが期待されている」と示されており、社会福祉士の役割やカリキュラムの見直しについて提言がなされました。

さらに保育士においても、保育士養成課程等検討会において、「保育士養成課程等の見直しについて ～より実践力のある保育士の養成に向けて～（検討の整理）」が平成 29 年 12 月に示され、子どもや家庭を取り巻く状況が多様化・複雑化していくなかで、より実践力のある保育士の養成に向けて、カリキュラムや保育士の役割について、整理されています。

私たち社会福祉法人においても、地域共生社会の実現を主導していくうえで、広く専門性を発揮できる人材の育成、そして、これからの担い手である、**社会福祉士・介護福祉士・保育士養成校からの実習生の受け入れを積極的に実施するとともに、専門性や実践力の向上に資する実習プログラムの構築が必要であり、それらが専門人材の確保にもつながってきます。**

「これからの福祉の担い手」として実習生を育てる

一方で、養成校の実習生が職員の「不適切な対応」を通して、社会福祉法人・事業所への不信感や福祉関係の職業へマイナスイメージを抱くケースも見受けられます。全国経営協福祉人材対策特命チームは、「社会福祉法人と接点を持つ人々へのイメージアップ、理解促進の着眼点」において、次のように「不適切な対応」を例示しています。

＜養成校教員から見た『不適切な対応』の具体例（ヒアリング結果等より）＞

- 職員によって仕事のやり方が異なり、どのように業務を進めていいのが戸惑った。
- 職員によって実習生の関わり方が異なっており、戸惑った。
- 実習指導者と現場の職員との間に、実習生に対する温度差が感じられた。
- オリエンテーションで説明のあった「法人の理念」と、現場での支援内容にギャップを感じた。
- 地域に開かれた法人・施設であるとの説明を受けたが、地域住民やボランティアの方との関わり、「地域における公益的な取組」の内容が、具体的に見えてこなかった。
- 職員に法人内での研修体系や人事制度のことを聞いても、よく分からないという回答であった。
- 休憩時間中に、職員から「福祉の仕事より他の業界に就職した方がいいよ」、「うちの法人で働くのは辞めた方がいいよ」と言われた。
- 休憩室から「今日は実習生いるの」、「実習生がいると疲れるな」という声が聞こえた。
- 実習指導者から実習生受入れの愚痴を聞かされた。
- 「個別支援計画」の内容を詳しく知りたかったが、実習の中で十分に教えてもらえなかった。

養成校の実習生、教員が実習施設に対しマイナスイメージをもたないためには、受け入れ側の姿勢や体制の整備が非常に重要であり、「実習生をこれからの福祉の担い手として育てていくことも社会福祉法人の重要な使命である」という姿勢で、人材の育成に取り組まなければなりません。

全国経営協「アクションプラン 2020」においても、社会福祉法人の福祉人材に対する基本的な姿勢として、次頁のような事項を掲げています。

行動指針 10 人材の育成

法人がめざす職員像に基づき、職務能力の開発及び全人的な成長を目的とした人材育成に取り組めます。また、職員の質の向上、福祉サービスの質と量の向上の「要」となるリーダー層の育成に取り組めます。さらに、「新しい地域包括支援体制」を支える総合的な人材の育成にも取り組めます。

実践のポイント（一部抜粋）

- 「新しい地域包括支援体制」の構築を見据え、それを可能とするコーディネート人材の育成について、取り組んでいるか。
※地域の中で「狭間のニーズ」をすくい取り、総合的な見立てとコーディネートを行うことができる人材や、特定の分野に関する専門性のみならず福祉全般に一定の知見を有する人材の育成。
※ソーシャルワーカー本来の役割の強化や活躍が、いっそう求められていく。
- 福祉分野横断的な研修の実施に取り組んでいるか。
- 多様なキャリアステップを歩める環境の整備を行っているか。
※従来の分野ごとの福祉サービスだけでは、今日の多様化、複雑化、困難化、そして複合化した福祉ニーズに対し、十分対応できないケースが浮き彫りになっている。そこで「全世代・全対象型地域包括支援体制」の構築、推進が、現在検討されており、その担い手として「総合的な人材」の育成が必要となっている。

また、平成 30 年 3 月に社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会がとりまとめた「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について」において、社会福祉士養成教育にかかる実習について以下のように示されています。

社会福祉士の養成教育における「実習」と社会福祉法人の「地域における公益的な取組」を協働で展開することにより、養成校の資源（教員・学生・施設）を活用しつつ、
現任の社会福祉士にとっては、実習指導者として所属組織の承認のもと、実習生とともに
地域における公益的な活動に取り組むことができ、実習生にとっては、社会福祉法人が
果たすべき地域アセスメントの方法等を学ぶことが可能となり、「地域に強い」社会福祉士
の育成・養成につながることに加え、法人側にとっても学生が社会福祉法人に就職しよう
とする動機付けにつながるなど、相乗効果が期待できるとの意見があった。

また、社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会（第13回）において示された資料（委員提出資料）では、「地域における公益的な活動」と「社会福祉士実習」の展開は、社会福祉法人にとどまらず、自治体を含む様々な機関・団体や人との協働により地域の活性化、地域共生社会の実現に向けた取組として期待できるのではないかと記載されています（下図参照）。

社会福祉法人に求められる「地域における公益的な活動」と社会福祉士養成教育とのタイアップ

全社協・社会福祉施設協議会連絡会パンフレット「社会福祉法人であることの自覚と実践」（H26.9.25）pp4-5に加筆（赤字部分）

社会福祉法人の「地域における公益的な活動」の着眼点

- 地域性を考慮する（真に地域ニーズに沿った事業展開を図る）
- 多様化し複雑化する新たな福祉ニーズに対応する
- 制度によるサービスだけでは対応できない課題（単身高齢者に対する見守りや、ひきこもりの人びとに対する支援など「制度の狭間の課題」）に対応する
- 制度の範囲で提供されるサービスだけにとどまらない支援を行う
- 事業者の参入がない過疎地等における制度に基づくサービスの実施、継続
- 生活困窮者自立支援法の施行に対応する
- 地方公共団体や住民活動をつなぎ、地方公共団体との間に立ちネットワークを作っていくなど、まちづくりの中核的役割を担う
- 個性豊かな地域社会づくり、地域再生の中心としての貢献

社会福祉法人は、こうした活動を実施することを前提として、補助金や税制優遇を受けている。こうした優遇措置によって得た原資は、主たる事業である社会福祉事業はもとより、地域での福祉サービスとして還元することが求められていることを改めて認識する必要がある。

「着眼点」を社会福祉士養成教育内容や実習プログラムに落とし込む

社会福祉士養成教育

- 社会福祉法人の実習指導担当職員（実習指導者）は「地域における公益的な活動」に実習生とともに地域住民と取り組むことで、実習指導が組織的承認のもとで業務として展開できる。
- 社会福祉法人の「地域公益活動」に養成校の資源（教員・学生・施設）を活用できる。
- 学生は実習で、社会福祉法人が果たすべき地域アセスメントの方法や地域における取り組みが学べる。
- 地域における公益的な活動が、当該社会福祉法人の社会的評価を高めるとともに、「地域に強い」社会福祉士の養成機能も果たすことができる。
- 学生が社会福祉法人に就職しようとする動機付けになる可能性がある。等、相乗効果が期待できる。



「地域における公益的な活動」と「社会福祉士実習」の展開は、社会福祉法人にとどまらず、自治体を含む様々な機関・団体や人との協働により地域の活性化、地域共生社会の実現に向けた取組として期待できるのではないかと。

社会福祉法人に対して、「地域における公益的な取組」を通した「包括的支援展開に向けた専門人材の養成」の担い手としての機能の発揮が期待されています。

これらを踏まえ本委員会では、社会福祉法人が包括的支援展開に向けた専門人材の育成に向け、主体的に取組を推進できるよう、養成校との連携等を通して、実習プログラムを作成していくうえでの視点を整理しました。

実習プログラム作成上の視点

実習指導者だけではなく、実習生を直接指導する職員が実習生に何を学ばせるのかについて十分に理解しておく必要があります。したがって、養成校から示される実習指導要綱等に沿った内容で、なおかつ実習生を直接指導する職員が実習の目的や内容等を深く理解することができ、さらに社会福祉の現場の強み、おもしろさを伝えられるような実習プログラムの作成が必要です。

【視点①】 社会福祉法人の使命を伝える

社会福祉法人は制度創設以来、地域の福祉ニーズを把握し、そのニーズに対応することが求められています。高い公益性を発揮する機能等、あらためて民間企業が経営する福祉施設・事業所等との違いを教える必要があります。社会福祉業界への就職を検討している実習生に、「社会福祉法人ならではの魅力」を伝えることで、実習を通じた人材確保にも期待できます。

ポイント

- 社会福祉法人制度のあらましを説明する
(参考資料：動画「みんなの「生きる」を 社会福祉法人」(全国経営協作成))
<https://www.youtube.com/watch?v=5X8GuwTRqVA>
- 
- 「地域における公益的な取組」の意義等について説明する
 - 実習生に「地域における公益的な取組」を企画する機会を与える
- ◎現場実習に入る前に導入講義を設定し、下記の事項について説明する。
- 法人理念、事業概要
 - 社会福祉法人の法的性格について
 - 自法人の地域における役割について
 - 「地域における公益的な取組」を実施する責務、意義について
(参考資料：動画「社会福祉ヒーローズ こども食堂篇 (栃木県宇都宮市)」(全国経営協作成))
https://www.youtube.com/watch?v=yc_VglRMpZA
- 
- (参考資料：社会福祉法第4条、5条、24条 等)
- 自法人が実施する「地域における公益的な取組」の内容等について

留意点

- * 説明時に学生がわかりやすいよう、見やすい資料を作成し、配布する。
- * 複数種別の事業を経営している場合は、分野横断的な考えやスキルについて説明する。
- * 対象者を取り巻く、家族やその地域へのアプローチについて説明する。
(保育士や幼稚園教諭の実習では、子どもの発達段階やその段階に応じた教育保育のあり方の視点はもちろんだが、子どもを取り巻く保護者の意向や心情を理解しようとするより実践的な視点を盛り込む。)
- * 法人が地域のどのようなニーズを発見し、どのような過程を通じてその支援を提供するにいたったのかをていねいに伝える。

【視点②】 社会資源の把握と活用の意味を伝える

支援を必要とする人が地域で生活するためには、さまざまな社会資源（フォーマル、インフォーマル）の機能の発揮が必要です。社会資源が不足している場合、新たな社会資源の開発が求められます。「地域社会への視点」を学ぶために、実習生に「社会資源の把握」と「活用の意味」に対する理解を促すことは非常に重要です。

ポイント

- 法人（施設）が所在する地域の社会資源とその役割を示す
 - 同地域の他法人（施設）の視察・見学等を内容に組み入れる
 - 社会資源の活用事例について紹介する
 - 認知症カフェなどであげられた地域の方の悩みについて、事例をまとめ、解決策について検討してもらう
- ◎実習期間の中なかで、「**講義－演習（ディスカッション・検討・企画）－実習**」という循環をつくる。
- 近隣施設や地域資源についての説明や視察
 - 地域の社会福祉協議会において研修や見学を実施
 - アセスメントした地域課題をどのように法人や地域の有する資源に結び付け、どのような取組の実施につながったかについて説明するとともに、取組の効果や課題について検証
 - 実際に取り組んでいる認知症カフェ等において、地域住民の悩み等の事例をまとめ、解決策を検討
 - 子育てに関する地域課題を提示し、法人が付加価値としてできる取組を検討してもらう
 - 「地域における公益的な取組」の内容を企画する機会の提供

【視点③】多職種協働の意義を伝える

実際に支援を提供するうえでは、複数の専門職の関与が必要となる場面が多々あります。実習期間中に、連携・協働しながら活躍する専門職が果たす役割や活動内容等を伝え、実習生の視野を広げることは、法人（施設）にとっても有益なことです。

ポイント

- 法人（施設）内の他職種の業務内容について講義を行う
 - 法人（施設）内の他職種の実務に同行させる
 - 講義だけでなく、実際の現場のプログラムを組み入れ、利用者のニーズを的確に把握させる
 - 地域において、他の専門職や地域住民等と協働して知識・技術や実践事例等を学び合い、それぞれの力を合わせながら実践能力を向上させることができるような場づくりを推進する
- ◎実習対象職務外の専門職（看護師、栄養士、保育士、介護支援専門員、その他専門職）等、他職種の役割と連携の必要性について説明し、体験してもらう機会をつくる。
- **【介護福祉士】**介護現場での利用者とのコミュニケーションの時間やケアワーク業務
 - **【社会福祉士】**利用者ニーズの計画への反映、他の専門職や家族、地域住民等と協働する場面へ同行。ケア計画（個別支援計画）一連のプロセスについて学習、模擬作成等
 - **【保育士】**子どもとの年齢に応じた関わりや子ども相互の関係・環境づくり、保護者への子育て支援や関係性の構築、指導計画の作成等
 - **【介護支援専門員、相談支援専門員】**サービス利用開始から利用までの手続き等とケアプラン策定等
 - **【栄養士】**利用者個々の状況（アレルギーや成長過程、年齢、疾患、障がい、嗜好）等に応じた、食事提供の考え方、直接支援職員との連携等
 - **【看護師】**利用者の疾患への対応およびケガや感染症発生時の対処、医療業務、直接支援職員との連携等

【視点④】 各種別の特徴を最大限に活かした学びの機会を提供する

養成校や実習生が求める教育を理解したうえで、実習生が高い専門性と実践力を身につけられるよう、各種別施設の特徴を最大限に活かした指導が大切です。

次頁より、高齢者福祉施設、障がい福祉施設、保育所において実習生を受け入れる際の、実習指導計画作成の着眼点を紹介します（本委員会委員が所属する法人において実践されている事例をもとに整理）。

実習指導計画作成に向けた着眼点①

【社会福祉士をめざす実習生を高齢者福祉施設において受け入れるケース】

段階	実習のねらい	実習内容	価値、知識、技術	教材
事前学習	実習を積極的に進め、内容を理解するために必要な知識と態度を養う。	<ul style="list-style-type: none"> 施設の概況、制度上の位置づけ、地域との関係を調べる 実習課題をレポートにする 実習生としての態度を調べる 	(価値) 社会正義、ノーマライゼーション、ソーシャルインクルージョン (知識) 関係法令、地域福祉及び高齢者福祉事業の状況、一般マナー、個人情報保護 (技術) 資料収集、情報分析、面接技術	<ul style="list-style-type: none"> 市町村の福祉計画や介護保険計画 施設の事業計画書、事業報告書 ホームページ 過去の実習報告書 実習手引き
職場実習	①施設の概要を知る	<ul style="list-style-type: none"> 事前に調べた施設概要の報告 施設概要の講義、施設見学 	(価値) ノーマライゼーション、ソーシャルインクルージョン、連携、協力、平等、社会正義、人権 (知識) 関係法令、地域特性、一般常識、一般マナー、制度上の組織の役割 (技術) 礼儀作法、コミュニケーション技術、情報分析技術、評価	<ul style="list-style-type: none"> 市町村の福祉計画や介護保険計画 施設の事業計画書、事業報告書 ホームページ
	②施設運営の仕組みを知る	<ul style="list-style-type: none"> 施設運営の講義 		<ul style="list-style-type: none"> 業務日誌、日課表
	③利用者の概要を知る	<ul style="list-style-type: none"> 利用者概要の講義 利用者全体の観察 		<ul style="list-style-type: none"> フェイスシート、一覧表
	④事業所の生活日課を知ったうえで、利用者と交流し、ニーズを知る	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の一日の流れの説明 利用者観察 		<ul style="list-style-type: none"> 日課表 フェイスシート等の利用者情報
	⑤関係職種とその機能を知る	<ul style="list-style-type: none"> 各職種の業務内容説明、見学 		<ul style="list-style-type: none"> 組織図、各職種の業務マニュアル 専門職の倫理綱領
	⑥併設する事業を知る	<ul style="list-style-type: none"> 併設事業の事業説明、見学 併設事業の相談員の役割 		<ul style="list-style-type: none"> 各事業所資料
	⑦施設周辺の地域事情を知る	<ul style="list-style-type: none"> 地域の状況を調べる 地域事情の講義 		<ul style="list-style-type: none"> 市町村の福祉計画や介護保険計画
	⑧地域と施設の関係を知る	<ul style="list-style-type: none"> 地域との関係の説明 		<ul style="list-style-type: none"> ボランティア一覧表
	⑨地域の社会資源を知る	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉協議会の業務見学 		<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉協議会の資料
	⑩実習の方向性の確認	<ul style="list-style-type: none"> 実習指導者等との協議 		<ul style="list-style-type: none"> 実習計画書、プログラム

段階	実習のねらい	実習内容	価値、知識、技術	教材
職種実習	①相談員の業務概要を知る	・年間、月間、週間、1日の業務概要を聞く	(価値) 権利擁護、秘密保持、プライバシー尊重、利用者の利益最優先、誠実、非審判的態度 (知識) 施設基準に基づく相談員の役割、情報公開、苦情解決、権利擁護、成年後見制度等の利用者の権利を守る仕組み (技術) 面接技術、記録技術、観察技術、分析技術、評価技術	・業務マニュアル ・年間予定表
	②施設内部での相談員の業務を知る	・相談員業務同行 ・業務日誌を検証		・業務日誌 ・各記録
	③外部関係機関との関係のなかで相談員の果たす役割を知る			・業務日誌 ・各記録
	④地域との関係の中で相談員が果たしている役割を知る			
ソーシャルワーク実習	①関係機関との連携、調整過程を通し、施設外との連絡調整機能を知る	・病院や行政機関等の外部会議に同行	(知識) 医療機関や行政機関の仕組み (技術) コミュニケーション技術、記録技術	・パンフレット ・関連資料
	②相談援助機能を知る	・施設内巡回相談に同行 ・ニーズをキャッチし、対策案を検討する ・相談記録を閲覧する	(価値) 秘密保持、プライバシー尊重、誠実、尊厳、非審判的態度、個別化 (知識) ソーシャルワーク理論、高齢者の生活に関する知識、高齢者の心身に関する知識、医学的知識 (技術) 面接技術、記録技術、観察技術、エンパワメント、調整技術	・相談記録等
	③地域との連携過程を通して資源開発機能を知る	・ボランティアの調整等に同席 ・法人が行っている生計困難者に対する相談支援事業の見学等	(価値) ノーマライゼーション、ソーシャルインクルージョン (知識) 一般的な地域状況、ボランティア活動状況 (技術) コミュニケーション技術、地域援助技術	・ボランティアに関する資料 ・事例

段階	実習のねらい	実習内容	価値、知識、技術	教材
ソーシャルワーク実習	④権利擁護過程を通して施設内調整（チームアプローチ）を知る	・プライバシー及び個人情報保護と入退所手続等に関する資料閲覧 ・関連する会議等に同席	（価値） 尊厳、秘密保持、利用者の利益最優先、アドボカシー （知識） 個人情報保護、倫理綱領 （技術） 情報管理技術、調整能力	・個人情報管理規程 ・入退所に関する資料
	⑤苦情解決過程を通して施設内調整（チームアプローチ）を知る	・苦情事例の閲覧、検証 ・関連する会議に同席		・苦情解決規程 ・苦情解決マニュアル
	⑥成年後見制度の活用過程を通して施設内調整（チームアプローチ）を知る	・事例閲覧と検証	（価値） 権利、尊厳、アドボカシー （知識） 成年後見制度、リスクマネジメント （技術） 記録技術、分析力	・パンフレット、手引き
	⑦リスクマネジメント機能を知る	・事故、ヒヤリハット事例の閲覧、検証 ・関連する会議に同席		・ヒヤリハットメモ、事故報告書
	⑧施設評価機能と改革機能を知る	・サービス評価結果の閲覧	（価値） 公正、誠実 （知識） 評価内容、評価方法 （技術） 分析力、想像力、調査力	・評価結果
	⑨教育機能を知る	・研修計画書の閲覧	（価値） 利用者の利益最優先、誠実、向上 （知識） ソーシャルワーク理論、職員研修計画 （技術） 企画力、編集技術、グループワーク	・研修計画書、報告書 ・実習受入一覧 ・実習マニュアル
	⑩情報の集約点である事を知る	・情報集約し、施設の課題を抽出 ・抽出した課題に基づく、職員研修計画	（価値） 尊厳、利用者の利益最優先、秘密保持 （知識） 評価基準	・ケース記録、フェイスシート ・研究報告
	⑪研究機能を知る	・ケースカンファレンスに参加 ・担当ケースに関する情報収集 ・担当ケースの面接	（技術） 分析力、想像力、構成力、研究方法、調査技術、情報管理方法	・研究報告

段階	実習のねらい	実習内容	価値、知識、技術	教材
ソーシャルワーク実習	⑫個別支援計画～評価の機能を知る	<ul style="list-style-type: none"> ・担当ケースをアセスメントし、課題を整理する ・現在の支援計画の評価 ・新たな計画を作成し、実施可能性を関係職種と協議 ・個別支援計画書、研修計画を提案 	(価値) 尊厳、利用者の利益優先、個別化 (知識) 高齢者の生活知識、高齢者の心身機能の知識、医学的知識 (技術) アセスメント技術、エコマップ、ジェノグラム、利用者の参加	<ul style="list-style-type: none"> ・アセスメント用紙 ・計画書
	⑬ソーシャルワーク専門職を知る	<ul style="list-style-type: none"> ・実習指導者と対話 	(価値) 人権、社会正義 (知識) ソーシャルワークの定義と理論、倫理綱領、社会福祉法 (技術) まとめる力、文章力	
	⑭利用者にとっての施設生活を総括する	<ul style="list-style-type: none"> ・施設実習全体を振り返ってレポートを作成する 	(価値) 人権、社会正義、利用者の利益最優先	<ul style="list-style-type: none"> ・実習期間中の全資料
	⑮ソーシャルワークの視点から実習を総括する	<ul style="list-style-type: none"> ・ソーシャルワークの観点から実習を振り返って述べる 	(知識) ソーシャルワークの定義と理論、倫理綱領	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの資料と記録
	⑯ソーシャルワーク専門職について総括する	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉士像を述べる 	(技術) プレゼンテーション力	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉士倫理綱領

実習指導計画作成に向けた着眼点②

【介護福祉士・社会福祉士をめざす実習生を障がい福祉施設において受け入れるケース】

施設実習	勤務体系	○早番 6 : 00 ~ 14 : 00 ○日勤 9 : 00 ~ 17 : 00 ○遅番 13 : 00 ~ 21 : 00 ○夜勤 16 : 30 ~ 翌 9 : 30
	利用者支援	○利用者支援：起床支援・就寝支援・排泄支援・食事（ティータム）支援・活動（クラブ）支援・入浴支援・余暇支援・環境整備・外出支援・コミュニケーション支援・行事等
	目的	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の特性について理解する。 ・施設の日課および支援体制について理解する。 ・介護技法の基本、利用者支援の実際について理解する。 ・各勤務帯の動きや流れ、他勤務帯との連携、交代勤務の必要性を理解する。 ・行事の目的や支援内容等を理解する。 ・外出の目的や準備、個別に沿った支援方法を理解する。 ・利用者の生活する環境や設備を理解する。 ・利用者の生活環境を整え、間接支援の方法を理解する。 ・通所施設の機能や役割を理解する。 ・通所利用者の様子や個別に沿った支援を理解する。 ・利用者支援を通して相談援助、ソーシャルワークについて理解する。
職種実習・ソーシャルワーク実習	勤務体系	○日勤 9 : 00 ~ 17 : 00
	関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ○相談支援センター同行 ○地域生活定着支援センター同行(見学) ○社会福祉協議会が主催する行事への参加
	関係職種	<ul style="list-style-type: none"> ○看護師業務同行 ○リハビリ専門職（理学療法士・作業療法士）業務同行 ○調理業務（栄養士、調理師）業務同行
	講義	<ul style="list-style-type: none"> ○サービス管理責任者について ○相談支援専門員について

職種実習・ソーシャルワーク実習	会議	○個別支援計画モニタリング会議
	サービス提供プロセス	○個別支援計画作成 ○介護計画作成
	目的	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援センターや地域生活定着支援センターの機能や役割、障がい者の地域生活について理解する。 ・外部機関と連携した地域における公益的な取組や、地域との交流を深める方法について理解する。 ・看護師や栄養士、調理師、作業療法士や理学療法士など、施設における他職種の役割や業務の内容を理解する。 ・サービス管理責任者や相談支援専門員の業務内容や役割を理解する。 ・サービス提供プロセスの手法を理解する。 ・その他、必要な知識、視点等を得る。

実習指導計画作成に向けた着眼点③

【保育士をめざす実習生を保育所において受け入れるケース】

区分	ねらい	方針	達成すべき内容（前期）	達成すべき内容（後期）
保育実習Ⅰ	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの特徴、姿を知る ・保育所の機能を知る ・保育教諭の援助を見て、援助方法を習得する ・職員間の連携、チームワークについて理解する 	<ul style="list-style-type: none"> ・観察や関わりを通して発達（生活・遊び）を理解する ・保育に参加し、一日の流れを理解する ・実習日誌を作成し、一日の流れを知り、援助を理解する ・援助方法を学び、理解につなげる 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの動き、特徴、年齢に応じた関わりを知る ・園での一日の流れで一緒に生活する ・保育士の援助方法を見たり、実習協議を通して知る ・職員の動きを知る 	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢に合ったかかわりを知る ・保育所の役割、機能を理解する ・子どもの個性を機考慮した援助を知る ・複数担任の役割分担の方法を知る
保育実習Ⅱ	<ul style="list-style-type: none"> ・保育全般に参加し、保育技術を習得する ・子どもの個人差について理解し、対応方法を習得する ・指導案を立案する ・子どもの最善の利益への配慮を学ぶ ・保育教諭としての職業倫理を学ぶ 	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢、発達に応じたかかわりを学ぶ・発達の遅れや生活環境の変化等にもなう子どものニーズを理解し、その対応について学ぶ ・保育教諭の指導を受け、指導案を立案し、生活や遊びの実習を行い、保育技術を習得する ・子どもの家族とのコミュニケーションの方法を具体的に習得する ・保育教諭に求められる資質・能力・技術に照らし合わせ、自己の課題を明確化する 	<ul style="list-style-type: none"> ・一日の生活の流れを知り、方法を学ぶ ・子ども一人ひとりの特性を知り、保育士の動きを知る ・指導計画の立案方法を習得する ・毎日目的意識を持って取り組む ・日々の協議のなかで、自己の課題を見つけていく 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所での一日の生活の流れを知る ・子どもの個人差について理解し、援助技術を習得する ・指導計画に基づき行う、援助技術を習得し、援助方法を理解する ・日々の協議のなかで、援助技術を習得する ・目的の達成に向けた取組について、評価を行い、次につなげる

ねらい	
<ul style="list-style-type: none"> ・実践を通して、乳幼児のかかわり方や特性を知り、理解を深められるようにする ・保育士の役割や職務、職業倫理などを理解し、積極的に参加する 	
実習の流れ	
1 目 目	(保育の現場の全体像について)
	<ul style="list-style-type: none"> ・園の理念、方針、目標について話す ・園の保育課程をもとに、園について理解する ・園の地域性に基づく事業内容（延長保育、学童保育、支援事業等） ・事前に考えてきた実習生の課題について指導し、部分実習、半日実習の内容と実践日を決める <ul style="list-style-type: none"> ※日々の協議で、一日の感想や気づき、質問などを、日中の保育の場面を例に挙げて、自分で話すことができるよう促す ※実習ノートの書き方を伝える…感想は、自分自身のねらいに対して、また協議内容についても記録する
2 目 目	(実習記録・指導案の書き方)
	<ul style="list-style-type: none"> ・保育のねらい、内容、配慮、援助の捉え方など、実習ノートを見て補足する ・部分実習、半日実習の計画案は、実践日の3日前を目処に提出してもらう
3 目 目	(養護内容について…生命・情緒面に関わる部分)
	<ul style="list-style-type: none"> ・生命の保持…子どもの健康状態の把握、家庭との連携 <ul style="list-style-type: none"> 安全な保育環境について（検温、空気清浄加湿器の設置、手洗い・消毒など） 基本的な生活習慣の基盤づくりの大切さ 個別のケースに合わせた対応（アレルギー食、離乳食など） ・情緒の安定…個々に合わせたかかわりや対応、安心できる環境づくり（人的・物的環境）の大切さ <ul style="list-style-type: none"> 子どもの欲求を満たし、応答的な触れ合いや言葉がけの大切さ

4 日 目	(教育内容について…健康・人間関係・環境・言葉・表現・健康安全)
	<ul style="list-style-type: none"> ・健康…各年齢に応じた運動発達や、病気に対する予防に必要な取組（手洗い・うがい）について 各年齢に合わせた生活習慣の自立に向けた取組について 非常時の対応への取組について（避難訓練、避難袋、委員会設置など） ・人間関係…身近な人（保育士・友達・異年齢児・地域の人々）との関係づくり ・環境…身近な自然や生き物との触れ合い（遠足、散歩、戸外遊び、小動物の飼育など） 食育活動（食材紹介…行事食、栄養士との関わり、食事のマナー指導、栽培など） ・言葉…年齢に合った応答的なかかわりについて 子どもの言葉の獲得について（保育士や実習生の言葉使いなど） ・表現…豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする活動内容 （さまざまな素材に触れる、手遊びやリズム遊び、絵画制作、楽器を使ったリズム打ちや合奏、表現遊びなど） 子どもの独創的な発想に共感する
5 日 目	(現状と課題達成に向けて…部分実習)
	<ul style="list-style-type: none"> ・今までの実習を通して、態度、取組、記録などのアドバイス ・実践を終えての感想、反省を話し合いながら、次週の課題へ向けての具体的な指導
6 日 目	(土曜日保育について)
	<ul style="list-style-type: none"> ・地域性による登園状況…保護者の就業形態、家庭の事情などともなう保育の必要性について ・保育形態…異年齢児交流保育を実施 ・内容…その日の登園人数に合わせて、乳児、幼児に分かれて、年齢に合った保育を進める ・異年齢児のかかわり合いによる育ち…思いやりや優しい心、自信、遊びのモデル、関係の深まりなど ・配慮や援助…疲れが出ていることも考慮して、より一層温かい家庭的な雰囲気の中、ゆったりと個々に合わせて過ごせるようにする

7 目 目	(各年齢別のクラスの現状と子どもの姿について)
	<ul style="list-style-type: none"> ・各年齢の子どもの具体的な現状と発達課程について（養護面、教育面） ・各年齢別の発達過程、特性に即した援助、かかわり方を保育の実際を通して伝える
8 目 目	(個別の関わりについて)
	<ul style="list-style-type: none"> ・今までの生活や実践、協議を通して、個別のかかわりについての理解や学びを深める ・各年齢に応じた個別のかかわり方（具体的な事例）を伝える
9 目 目	(保育環境の取り組みについて)
	<ul style="list-style-type: none"> ・生命と関連づけて伝える…室内外の清掃、消毒、庭の手入れ、園庭整備、安全点検、安全対策など ・事務的業務…年間・月間のカリキュラム、週案、行事計画案、園だより、乳児保育保健記録票、幼児保育連絡表など
10 目 目	(保護者や地域支援と連携について)
	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者支援の基本姿勢…子どもを中心に置き、園と家庭とが一緒に子どもの育ちを見守り、一緒に成長を喜ぶことの大切さ（傾聴、受容、共感） ・仕事と子育ての両立への支援…状況を十分に把握、理解したうえでさまざまな連携を考えて、助言、協力 ・乳児保育保健記録票、送迎時の対話、園内の掲示などで、保育の様子などを知らせる ・延長保育 ・園の特性を生かした支援…子育て相談、専門機関との連携をはかり援助 ・地域における子育て支援について…子育て相談、一時保育、親子ふれあい遊びの活動
11 目 目	(保育実践（半日実習）を通して課題の明確化)
	<ul style="list-style-type: none"> ・半日実習を終え、指導案の作成や園児への働きかけがどうであったかなど、具体的に指導する ・いままでの実習の取組や気づきを踏まえ、実習課題を明確にする

	(土曜日保育での職員間の連携・職務内容について)
1 2 目 目	<ul style="list-style-type: none"> ・職員間での個々の生活面や子どもの状態に関する情報の伝達(食事・アレルギー・排泄・睡眠・情緒) ・受け入れ時や保護者からの子どもに関する情報の伝達 (健康観察・検温・薬の投与・送迎者) ・必要に応じて、個別の対応 ・年齢に合った遊びを進めるにあたっての、職員の配置や環境設定 ・次週の保育が速やかに進められるよう、保育準備や環境整備などを行う
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・できることや頑張っていることを大いに認め、自信を持たせる ・実習Ⅱは、実習Ⅰでの学びを、実践を通してより深め、課題に向けて自ら積極的に動けるように促す ・意欲的に子ども達と関わり、保育士として必要な資質・能力・技術が習得できるようにする ・指導計画を立案し、実際に実践する
(職 員 の 心 構 え)	<ul style="list-style-type: none"> ・実習中は「〇〇先生」と呼び、子どもにもそれを促す ・指導者としての立場に甘んじず、実習生に対していねいに対応する ・養成校の先生が来園された際は、実習生の様子を伝え、本人のもとに案内し話をする時間を設ける ・前日分の実習ノートは、必ずその日のうちに返す <ul style="list-style-type: none"> ※助言欄は、各クラス担任が良かったところを具体的に記入する (休暇、研修等で別の職員が入った場合は、その職員が助言を記入する) ※助言欄の内容は主幹保育教諭に確認してから実習ノートに記入する
実 習 最 終 日	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもへのあいさつを促す ・実習協議では、実習期間全体を通して感想や学びを聞き、総合的に助言する ・最終日の実習日誌を持ってくる日、その後受け取りにくる日 (1週間ぐらいを目安に) を決める ・使用した場所の片付けを促し、忘れ物がないように送り出す
実 習 終 了 後	<ul style="list-style-type: none"> ・実習日誌の助言、指導職員の押印、その他記入漏れがないかを確認し完成させる ・実習担当職員、実習クラスの担任の見解を総合して“実習評価表”を記入し、園長の確認をとった後、養成校が指定する期日までに、他の必要書類とあわせて送付する (評価表以外に返却が必要な書類については各学校によって違うので、学校からの書類内容を確認する)

「地域における公益的な取組」への参加

講義だけでなく、実習生を「地域における公益的な取組」の現場に参加させることで、より有意義な実習となります。

実習期間中に取組が実施されない場合は、社会福祉法人のネットワークを活かし、他法人（他施設）と連携し、取組等に参加させていくことも方法の一つです。

[地域における公益的な取組（例）]

- ・ 住民参加型デイサービスへの参加
- ・ 施設内で実施されるボランティア活動
- ・ 地域で実施されるイベントへの同行訪問
- ・ 地域の方や家族との交流の機会への参加

[地域における公益的な取組の要件]

（「社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進について（社援基発 0123 第1号 平成30年1月23日）」より）

- ① 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービスであること
- ② 対象者が日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者であること
- ③ 無料又は低額な料金で提供されること

[養成校に対する情報提供]

養成校に対し、自法人または複数法人で実施している「地域における公益的な取組」について、情報提供することも大切です。

- 「地域における公益的な取組」について養成校等へ情報提供し、出前講座やボランティアの募集を行う
- 地域の複数法人で連携し、セミナー等を開催する
- 都道府県経営協主催で学生向けセミナーを企画する
- 大学等のボランティアサークルと連携する

4. 担い手の育成としての福祉教育の推進



幼少期から「福祉」とのかかわりを深め、魅力を発信し、福祉の担い手を育てる

地域共生社会の実現において、最も重要なものは福祉に対する住民の理解であり、私たち社会福祉法人がいくらイニシアティブをとったとしても、地域住民の理解、協力なくしては、真の共生社会の実現にはつながりません。

＜地域共生社会がめざすもの＞

全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことが出来る「地域共生社会」を実現する。このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。

住民が地域における課題や役割を「我が事」として実感するためにも、福祉教育を通して、地域や福祉へ関心を持ち、地域住民自らが主体的に行動できるよう、さまざまな機関と連携し、社会福祉法人が住民へ働きかけていくことが重要であり、加えて地域住民に社会福祉法人の存在意義や活動内容をアピールすることも大切な努めとなります。

「アクションプラン 2020」においても信頼と協力を得るための情報発信として、次頁の項目を掲げています。

行動指針 6 信頼と協力を得るための情報発信

社会福祉法人が非営利法人として、積極的に活動していくためには、財源負担者たる国民からの信頼や協力が必要不可欠です。今“見える化”にとどまらない“見せる化”を推進し、国民の信頼と協力を得るために、積極的な情報の発信に取り組みます。

実践のポイント（一部抜粋）

- 法人の広報機能を強化し、事業計画、事業報告、法人の理念や事業活動、提供するサービスの内容、公益的な取り組みの実施状況等について、地域からの信頼を得るため、広く、地域に積極的に発信しているか。
- 法人が行う社会福祉事業、地域における公益的取り組み等さまざまな事業内容について、利用者や家族、地域住民等に対して説明しているか。（例）ボランティアや寄付等の協力
- 法人事業の安定的かつ発展的な継続に必要な事業計画や資金計画を立案し、その事業実施について積極的な情報発信を行い、地域の理解・協力が得られているか。
- 非営利性や公益性の意味など社会福祉法人の特性について、地域に理解されるよう説をしているか。

また、少子高齢化や人口減少にともなう労働人口の低下、社会福祉業界に対するマイナスイメージ等の影響を受け、多くの社会福祉法人で人材不足の声が続きます。

今後さらに深刻化する福祉人材難に対応するためにも幼少期からのかかわりを深め、福祉の魅力を発信し、福祉の担い手を育てていくことが重要です。

「アクションプラン 2020」においても福祉教育の重要性について以下の項目を掲げています。

行動指針 8 人材の確保に向けた取組の強化

良質な福祉人材の確保に向け、様々な採用手段を講じます。また、福祉の仕事の啓発のための情報発信、福祉教育にも取り組みます。

実践のポイント（一部抜粋）

- 積極的な情報発信をして「見える化・見せる化」に努め、法人のブランド力を高めているか。
- 小中高校における福祉教育にも積極的に取り組み、福祉の仕事の啓発を行っているか。
（福祉体験学習等の受け入れや、出前授業、施設見学の受け入れなど）

本委員会では、乳幼児期から成人期までの年代別に応じた福祉教育の内容を整理し、実際に行われている福祉教育の取組例を提示することによって、より多くの法人で福祉教育が実践され、社会福祉法人に対する理解促進と福祉の魅力発信、地域共生社会の担い手の育成、さらには福祉人材の確保、定着へとつなげていければと考えます。

福祉教育 取組例（ライフステージごとに整理）

	取組内容		詳細（具体的な取組内容、実施後の効果 等）
乳幼児期	保育所と障がい福祉施設の交流事業	障がい福祉施設が就労支援事業として活用しているさつま芋畑を保育所に開放し、芋掘り体験を開催。	園児と保護者の親子体験として取り組む（子どもだけでも参加可）。障がい福祉施設の利用者が芋掘りの補助をしながら、園児や保護者と交流する。施設のトイレや部屋も開放し、芋ほり後には、お弁当を食べる場として活用。園児にとって、障がい者に対する理解をはぐむ場、食育の機会となっている。
	交流保育	法人内高齢者福祉施設に保育園児の訪問・交流。	保育園児が2カ月に1回、特別養護老人ホームを訪問。高齢者と一緒にレクリエーションや歌等を楽しむ。園児にとって高齢者や福祉施設に触れる機会となっている。高齢者にとっても、子どもと触れ合うことで、生きがいを感じる機会となっている。
	行事への参加	障がい福祉施設等が主催する行事に保育園児が参加。	障がい者福祉施設や高齢者福祉施設が開催する行事に保育園児が参加し、遊戯を披露する。子どもたちに障がい者や高齢者を身近に感じてもらい、理解啓発につなげている。
学童期	「全校道徳」への派遣	近隣小学校において、全児童を対象とした「全校道徳」の講師を法人職員が担う。	介護が必要な高齢者等に対する思いやりの心や、接する際のポイント等について説明する。
	小学校との交流	学校を訪問し、法人の職員が福祉をテーマに講義する。	福祉の意味やおもしろさ、高齢者とのコミュニケーションにおけるポイントなどを法人の職員が講義する。「福祉にかかわる機会ができたことで、福祉への理解が深めることができた」といった声が学校側から寄せられた。また、福祉に興味関心を抱き、福祉系の学校へ進学をめざす学生が増加した。
		障がい福祉施設の利用者と小学生の交流を目的とした授業を開催。	年4回程度交流授業を実施。工作やレクリエーション等を行っている。学校のプログラムとして、小学生が施設に来所。施設を身近に感じてもらうことができています。また、中学生、高校生になってもイベント時に気軽に来所してくれるような関係性を構築することができた。
施設見学の受け入れ	施設において学生を受け入れ。	体験要素を加えたプログラムを実施。身体障がいのある利用者とのレクリエーションでは、生徒自身にルールを考えてもらう。また、私立の小中一貫校等においては、各段階に応じて障がい特性を深く理解するためのプログラムを企画、実施している。放課後や長期休暇中に、宿題やゲーム機を持った小学生が気軽に来所してもらえるような関係性を構築することができた。また、家庭環境的に厳しい状況にある（家庭に居場所がない・親の不在等）子どもの発見などにつながった。	
青年期	絵本の読み聞かせ	地域の中学、高校や大学等と連携し、絵本の読み聞かせイベントを開催。	保育士の仕事を知ってもらうため、地域の中学、高校や大学等と連携し、絵本の読み聞かせイベントを開催している。学校へ保育士を派遣し、普段園児に対して読み聞かせをするのと同じように、学生に対して絵本を読んでいる。活動を通し、多くの学生に保育士の仕事に対して興味を持ってもらうことをねらいとしており、実際に学生たちのなかから、保育園の見学に行きたいという声が挙がっている。

	取組内容		詳細（具体的な取組内容、実施後の効果 等）
青年期	「社会人に聞く講座」への派遣	近隣中学校にて、中学1年生を対象とした「社会人に聞く講座」の講師を行う。	保育士の仕事のやりがいや内容等について、写真などの資料を使って説明。講義を受けた数名の学生が、保育士として現在活躍している。
	出前講座への派遣	県内の福祉系教育機関や近隣高校等で講義を実施。	法人職員を派遣し、仕事のやりがいや職場環境などについて説明する。派遣する職員は、現場の管理職や当該教育機関の卒業生など。とくに福祉系教育機関の学生からの問い合わせが増え、実際に就職に結びつくケースも多くなっている。
	インターンシップ・職場体験学習の受け入れ	「職場体験学習」の受け入れを行う。	保育や介護の仕事を体験し、福祉の仕事の大切さや楽しさを学ぶ。実際に福祉の仕事や施設を知ることによって、職業としてのイメージが湧き、関心を持ってもらうことにつながっている。また、実際に保育士として活躍している人もいる。
	ボランティアスクールの受け入れ	社会福祉協議会が実施するボランティアスクールの受け入れ。	施設の利用者との交流とともに、業務内容について知ってもらう機会としている。福祉施設や仕事に対する理解につながり、ボランティアスクール終了後もボランティアとして来所したり、福祉関係の養成校へ進学、社会福祉法人への就職に結びつくケースもある。
	介護職員初任者研修への講師派遣、実習の受け入れ	介護職員初任者研修の講師として法人職員を派遣 等	学校から施設に対し実習の受け入れや講師の派遣について依頼があり、実施している。施設内実習では、利用者とのコミュニケーションを中心に、シーツ交換や掃除、配膳、レクリエーションの手伝いなどの活動を行っている。実習を通じて、法人での就労を希望する学生が増えている。また、職員にとっても講義等を通じて福祉の楽しさを他者に伝える力を身につける機会となっている。
成人期	介護職員初任者研修への講師派遣、実習の受け入れ	介護職員初任者研修の講師として法人職員を派遣 等	介護職員初任者研修課程を実施するために法人で養成校を立ちあげた。介護福祉士受験のための介護福祉士実務者研修も開講。法人の職員を講師として、施設の会議室などを利用し、講義を実施している。自法人のみならず、近隣の社会福祉法人の職員、福祉業界への就職を志す学生、資格をもっていない職員、福祉に関心のある地域住民などの受講がある。
	他業界との連携	学校の教職員に対し学びの場として福祉施設を活用してもらう。	福祉施設の見学、実習等の経験を通して、社会福祉施設が実施する取組の具体的な内容の理解や、社会福祉法人の認知度向上につながっている。
	ボランティアの受け入れ	定年退職後の一つの活動の場として、ボランティア体験の受け入れ。	利用者との話し相手、子ども食堂の手伝い等を担ってもらい、定年後の生きがいを感じることでできる場となっている。また利用者にとっても地域とつながる機会になっている。また、子ども食堂を通して、母親の子育てに関する相談相手や子どもの遊び相手となり、多世代交流が生まれている。

地域力強化検討会中間とりまとめでは、福祉教育について以下のように示されています。

<我が事にするための福祉教育>

我が事にする土台として、幼少期から地域福祉に関心を促し、地域活動への参加を通して人間形成を図っていく福祉教育が必要である。就学前から義務教育、高等教育といったそれぞれの段階で地域貢献学習（サービスラーニングやボランティア活動）などに積極的に取組、福祉意識の涵養と理解を深めていくことが大切である。また、こうした地域福祉の学びは生涯学習の視点からも取り組んでいかななくてはならない。

つまり、ライフステージに応じた各段階での環境調整も含めた、福祉教育の展開を図っていくことが、「地域共生社会」を担う人材、これからの福祉を担う人材の育成につながります。



5. 安心・安全な地域づくりをめざした

社会福祉法人による防災および災害支援体制の構築



取組の経緯

本会は、平成 23 年 3 月の東日本大震災を契機として、災害時における社会福祉法人・施設の「事業継続マネジメント（BCM）の実践」を推奨してきました。東日本大震災の被災県においては、一般避難所の要支援者に対する福祉版 DMAT（災害派遣医療チーム）である「災害派遣福祉チーム」を設立するなどの取組が進められています。

災害への意識の高まりとともに、各社会福祉法人・施設において災害時の応援体制の確立や福祉避難所として機能を発揮するための協定の締結、また住民を巻き込んだ総合・合同防災訓練の実施など、災害時を想定した取組を実践する法人が増えています。

東日本大震災以降も、熊本地震をはじめとする震度 6 を超える地震や、気象災害（台風や豪雨による土砂災害など）等の発生を踏まえ、私たち社会福祉法人は、平成 28 年 9 月に厚生労働省より通知された「社会福祉施設等における非常災害対策及び入所者等の安全確保について」で示されているように、平常時から災害などに備え、被害を最小限に留めて事業を継続する「事業継続マネジメント（BCM）の実践」が求められていることをあらためて認識しなければなりません。

さらなる取組の必要性

改正社会福祉法が施行され、「地域における公益的な取組」を実施する責務（第 24 条第 2 項）が明記されましたが、平成 30 年 1 月 23 日付厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知「社会福祉法人による地域における公益的な取組の推進について」では、災害時に備えた地域のコミュニティづくりなどの、間接的に社会福祉の向上に資する取組でも「地域における公益的な取組」として該当するなど、解釈が拡大されました。

一方、平成 30 年 5 月 31 日付厚生労働省社会・援護局長通知「災害時の福祉支援体制の整備について」が各都道府県知事あてに発出されたことを受けて、全国経営協会は、「災害支援基本方針」ならびに「災害支援マニュアル」を示しました。

「災害支援基本方針」には、青年会組織との連携に関する内容も記されており、各都道府県・ブロック組織において災害支援体制の構築に向けた検討を進めていく必要があります。

自然災害の例（過去5年間）と関連通知

年度	災害名(通称)	関連する通知
平成26年	長野県神城断層地震	
平成27年	関東・東北豪雨	
平成28年	熊本地震 平成28年台風10号	【厚労省通知】社会福祉施設等における非常災害対策及び入所者の安全確保について
平成29年	九州北部豪雨	
平成30年	西日本豪雨 北海道胆振東部地震	【厚労省通知】災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン

※平成30年10月19日事務連絡「社会福祉施設等における災害時に備えたライフライン等の点検について」

過去5年間に発生した主な災害、関連する通知は上表のとおりです。

「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」が発出されて間もなく、西日本豪雨災害が発生し、これを契機として「岡山県 DWAT」が組成され、岩手・京都・静岡・群馬・青森など延べ、320名が一般避難所において災害時要支援者に対してスクリーニング等の活動を担ってきました。

平成30年11月時点で、災害支援体制（災害派遣福祉チーム）の構築は、全国35都道府県で構築済み、または準備中とされ、確実に普及・拡大しています。

都道府県が実施する災害支援体制の構築ならびに職員を派遣する仕組みづくりに向けた取組に参画することは極めて重要ですが、これだけで災害に対する備えが完結するのではなく、総合防災力（自助と共助）を高めるためには、それぞれの法人においてさらなるBCPの機能を高める取組が不可欠です。

加えて、西日本豪雨災害や北海道胆振東部地震などの教訓を次なる災害に活かすため、全

国経営協の「災害支援基本方針」、「災害支援マニュアル」に則し、各法人単位・都道府県単位・ブロック単位において、経営協との連絡・連携体制を構築しておく必要があります。

下記に本会会員が所属する法人が実践する災害時における福祉支援体制の整備等の取組例を示しています。

災害時における「自助」と「共助」を高めるための取組として、地域や法人の特性に応じ、平常時からの対策や連携体制を構築し、法人のBCPに盛り込むことも有効です。

災害時における福祉支援体制の整備等 取組例

【取組例①】防災ネットワークの立ち上げ

法人内でBCPに取り組むなかで、同法人が経営する他施設との連携とともに、近隣法人との連携体制の構築や、発災時における機動力を発揮できる体制の整備が必要であると考え、防災ネットワークを立ちあげた。

事業種別の異なる法人や施設とは日常的に接点がないため、平常時から職員間での「顔の見える関係」を構築するべく、同地域内の社会福祉法人および医療法人、社会福祉協議会、行政間で協議の場を設け、連携協定を締結した。施設長やケアマネージャー、相談員、主任介護職・支援員、防災担当者等が集まり、参加法人が経営するそれぞれの施設の視察も兼ねた会議を開催している（1回／3ヶ月程度）。

また、災害に関する課題や各法人が実践する災害支援にかかる取組等の情報共有を通して、行政との協議、社会福祉協議会と各法人間での災害時連携協定締結、地域での総合防災訓練への参画、職員の防災意識向上等にも発展している。

【取組例②】災害ボランティア活動の実施

地域で災害が発生し、社会福祉協議会において災害ボランティアセンターが立ちあがるも、ボランティアが集まりにくく、復興に遅れが生じた。

ボランティアを集めるにあたり、社会福祉協議会が青年会および種別協議会の会員に協力依頼をした結果、14法人・30事業所より192名がボランティアとして登録し、ボランティアセンターのマッチングのもと、民家の泥かきや家財道具の搬出などの作業を行っている。

社会福祉協議会などの協議会が調整を進めた結果、ボランティアの登録やマッチング、ボランティア保険の加入などの手続きが円滑に進み、即応性のある活動につながった。

これらの活動を通して、多くの法人において災害支援の必要性が浸透し、県内での災害福祉支援ネットワークの立ち上げに際しても、80法人・310名のチーム員登録希望があり、社会福祉法人の災害時における取組に広がりが見られている。

6. 今後への提言



専門職養成にかかる実習の受け入れ、福祉教育の推進がもたらす効果と社会福祉法人の役割

社会福祉士・介護福祉士・保育士養成校からの実習生の受け入れは、実習生が養成校において学んだ介護の知識・技術を、実習施設利用者の状況や地域の実情等に合わせ実践・確認するとともに、利用者やその家族とのコミュニケーションを通じ、専門職としてふさわしい資質を醸成する重要な場となっています。

また、理想とする専門職のモデルを見出す機会でもあり、専門職養成における非常に重要な要素につながり、実習生にとって効果的な実習教育を受ける利点は大きいものです。

実習施設においても、さまざまな養成校から実習生を受け入れ、指導することで、自施設の職員が自らの専門性および業務の再確認の機会を得るなど、サービスの質の向上につながります。

さらに、実習生に対し充実した実習プログラムを提供することで、実習施設自体の評価が高まり、養成校卒業生が自法人へ就職する可能性を秘めており、実習施設にとっても実習生を受け入れる多くの利点があります。

実習生、養成校、実習施設の三者にとって実習をより効果的なものにするためには、養成校と実習施設が実習生の自主性・主体性を尊重しつつ、実習開始前から実習終了後を通して密接な連携を図り、実習に必要な情報の共有を図ることが必要です。この情報共有等により、養成校にとっては、実習における実践と実習前後の教育を連動させることができ、より質の高い教育を行うことが可能となります。

実習施設にとっても、養成校における教育内容を把握することにより、効果的な実習指導を行うことが可能となるとともに、より資質・意欲の高い専門職の雇用につながります。

加えて、実習の受け入れに限らず、社会福祉法人の有する専門性や機能など、施設等の特性を発揮した福祉教育の展開も重要な人材の育成、確保につながります。

社会福祉法人の「地域における公益的な取組」の一環として、福祉教育の拠点として社会福祉協議会や教育機関と連携したうえで、個々のライフステージに応じた取組を実施していくことも地域共生社会の実現に向けた社会福祉法人の役割であるといえます。

災害支援における次年度への継承課題

【各法人単位】

- 全国経営協「災害支援基本方針」、「災害支援マニュアル」に即した BCP の見直し

【都道府県単位】

- 都道府県経営協と青年会との連携体制の構築（組織単位での BCP 策定）
- 都道府県単位での災害支援体制の構築
- 都道府県単位での災害派遣福祉チームの組成

【ブロック単位】

- ブロック単位での災害支援体制の構築（ブロック単位の BCP 策定）
- ブロック単位での災害派遣福祉チームの派遣体制の構築

法的にも社会的にも災害への備えが求められており、前述までの取組を社会福祉法人全体で推進することは、今日的な課題のひとつでもあります。

しかし、災害は“低頻度・高リスクな事象”であり、災害が発生しない平常時において、災害派遣福祉チーム員が活動する機会はありません。職員がチーム員として登録していることが「地域における公益的な取組」として位置づけられるものではなく、平常時に地域住民と関わり、多様な地域課題に応えていくことが重要です。

全国経営協が推進する「複数法人の協働による生活困窮者自立支援事業」など、平常時において災害派遣福祉チーム員に対し、どのような実践を通し活動を意識化させていくのか、さらなる専門性と公益性を高めていく方策も必要になります。

自法人の利用者や職員の生命と安全を守るだけでなく、地域住民の福祉的な避難所、あるいは一般避難所としての機能を果たせるような BCP を策定し、平常時から地域住民を巻き込んだ訓練を実施するなど、地域の実情に即して取り組むべきと考えられます。

また、西日本豪雨災害時にも、マスコミ等で福祉業界の支援体制のあり方が問われていたこともあり、「災害時の福祉支援体制」は厚生労働省からの通知にとどまらない、「社会からの強い要請」と捉えられ、災害時に的確なマンパワーを送り込む体制構築は喫緊の課題であるといえます。

これまでのように、被災した社会福祉法人・施設だけを支援するのではなく、私たちには被災

地が必要とする場所で、被災者が求める福祉的な支援体制づくりが求められているのです。

これらの取組の積み重ねが社会福祉法人の活性化となり、地域における存在意義や信頼を高めることにつながります。

地域共生社会の実現に向けた「地域における公益的な取組」の意義

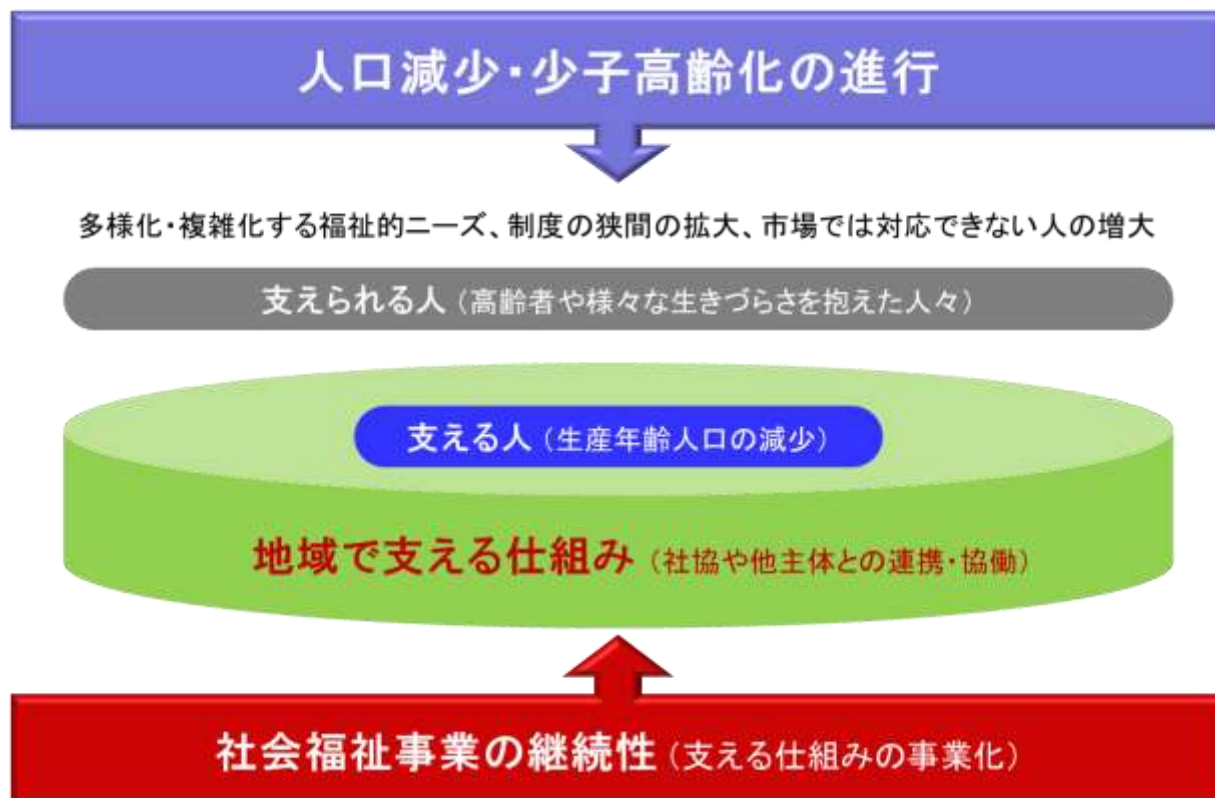
前述のとおり、多様化する地域ニーズに「地域における公益的な取組」を通して対応し、地域共生社会を主導していくことが、私たち社会福祉法人に求められていることから、検討骨子に沿って実施プロセスやポイントを整理しました。

それでは、地域共生社会の実現に向けて「地域における公益的な取組」が持つ意義はなにか。これはいわゆる 2025 年問題、2040 年問題で推測されているような、我が国が抱える将来課題に直結するものと考えられ、現在でも少子高齢化・人口流出の進行による深刻な介護人材不足や、園児不足により保育所が存続できないなど、現行の社会福祉事業の枠組では、サービスの需給バランスが維持できない地域もあり、今後さらなる状況の悪化が懸念されるからだと推察できます。



2000 年の社会福祉基礎構造改革は、社会が変化したことによって、私たち社会福祉法人に求められる役割も変わり、制度に反映されたことから、パラダイムシフトの前例として捉えることができ、現在さらなる変革・制度改正期の直前にあるとも考えられます。

それは、人口構造のみが社会の変化ではなく、核家族・単身世帯の増加、地域コミュニティの弱体化など価値観の変化、あるいは働き方の変化による低所得者の増加など、情報化社会の発展に反比例し、社会から孤立（拒絶）する人が増大しているという現状認識に裏づけられます。



では、地域とはどこをさすのか。私たち社会福祉法人・施設の事業エリアにおいて、本来事業である社会福祉事業の継続に際し、上図のようなセーフティネットを構築することが求められているがゆえに、“包括的支援展開に向けた専門人材を養成する”必要があるのだといえます。

これは「地域における公益的な取組」だけでなく「災害に対する備え」も同様、法的要求事項を満たすため、形式的に実施すれば指摘を免れるという考え方ではなく、次頁のような取組を通じて、「私たちがそれぞれの地域課題（多様化・複雑化する福祉的ニーズ）に応えていく（実践していく）ことが、地域共生社会の担い手として存在価値を認められることにつながり、自ずと社会福祉法人として永続的に地域に根ざす（事業を継続していく）ことができる」と認識すべきです。

ただし、経営主体が異なる連携・協働の仕組みづくりは、容易に構築できるものではありませんので、7～8頁「地域における公益的な取組」実施プロセス」などを参考に、地域のなかで**共通の価値を創造していく**ことを念頭に置いて、ていねいかつ慎重に構築すべきものと考えます。

＜地域共生社会の実現を主導するために社会福祉法人が「地域における公益的な取組」等を通じて確実に推進していくべき取組＞

地域課題の 解決力の強化

- 配食サービス・認知症サポーター養成講座
- 買い物支援・子育て支援・行政課題への対応
- 県内社会福祉法人の連携による相談事業 など

地域丸ごとの つながりの強化

- 認知症カフェ・福祉教育・子育て支援事業
- 自治会活動支援・祭事開催・ボランティア受入れ
- 耕作放棄地・環境保全活動・子ども食堂 など

地域を基盤とする 包括的支援の強化

- 地域包括支援センター・障害児者相談支援事業
- 基幹相談支援センター・子育て支援センター
- 社会福祉協議会や民生委員等との連携 など

専門人材の機能強化 ・最大活用

- 福祉教育・専門職実習の受け入れ・地域の見守り
- 地域事業への参画・既存人材の育成
- 県内社会福祉法人の連携による相談事業 など

生活困窮者支援 に向けた取組

- 認定就労訓練・居住支援法人・自立相談支援機関との連携
- 学習支援・一時生活支援事業・刑余者支援 など

災害支援ネットワーク事業

- 広域災害福祉専門職派遣ネットワーク
- 災害時連携ネットワーク・福祉避難所
- 災害支援活動 災害ボランティア派遣 など

7. 参考資料



- 「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討会）最終とりまとめ」（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyokushouga-ihokenfukushibu-Kikakuka/0000177049.pdf>



《地域における公益的な取組について》

- 「「地域における公益的な取組に関する委員会」報告書」（全国社会福祉協議会）

https://www.shakyo.or.jp/tsuite/jigy/research/20190322_koueki.pdf



《介護福祉士・社会福祉士・保育士養成に係る実習について》

- 「社会福祉法人との接点をもつ人々へのイメージアップ、理解促進の着眼点」（全国経営協）

<https://www.keieikyo.gr.jp/mypage/login>

※全国経営協会会員法人 MY ページログイン後、「報告書・研究成果」→「社会福祉法人との接点をもつ人々へのイメージアップ、理解促進の着眼点」へとお進みください



- 「介護人材に求められる機能の明確化とキャリアパスの実現に向けて」（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000179735.pdf



- 「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について」（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000199560.pdf



- 「保育士養成課程等の見直しについて ～より実践力のある保育士の養成に向けて～（検討の整理）」（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11901000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Soumuka/houkokusyo_1.pdf



《福祉教育について》

■ アクションプラン 2020

<https://www.keieikyo.com/data/ap2020.pdf>



《災害福祉支援体制の整備等について》

■ 災害時の福祉支援体制の整備について

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokyoku-Shakai/0000209712.pdf>



■ 災害支援基本方針

<https://www.keieikyo.com/data/saigaishien.pdf>



■ 災害支援マニュアル

https://www.keieikyo.com/data/saigaishien_manual.pdf



2017・2018 年度 全国社会福祉法人経営青年会



地域活動実践委員会 委員名簿

	氏名	都道府県（法人名）
委員長	山内 義宣	鹿児島県（輪光福祉会）
副委員長	木村 敦至	茨城県（愛の会）
担当副会長	菊地 月香	栃木県（同愛会）
	菊池 俊則	岩手県（若竹会）
	堀口 貴宏	千葉県（長須賀保育園）
	木崎 馨雄	石川県（自生園）
	吉田 和浩	滋賀県（ゆたか会）
	武部 幸一郎	島根県（豊心会）
	兼間 達郎	香川県（サマリヤ）
	大崎 和正	高知県（明成会）
	安河内 達	福岡県（三活会）
	金丸 達也	宮崎県（黒潮会）
	宮野 光祥	中央推薦／香川県（宝樹園）
	宮崎 嗣大	中央推薦／熊本県（友朋会）
	佐々木 将樹	秋田県（北杜）
	井塚 啓文	兵庫県（愛児会）
	石田 信彦	大阪府（ライフサポート協会）
	梁川 閏奎	大阪府（江東会）
	切土 知憲	和歌山県（高瀬会）